

子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、家庭、地域の子育て力の低下や子どもの安全・安心を確保する防犯・見守り機能の低下が指摘されています。

このような状況の中、子育て支援に取り組んでいる子育てNPOや子育てサークルと地域住民、学校、事業者などが連携して、地域ぐるみで子どもの夢を育み、健全な育ちを応援する取組の推進を図ります。

また、「減らそう犯罪」県民総ぐるみ運動を一層強化し、市町や地域レベルまでの浸透を図ることにより、住民、地域、事業者が一体となった安全・安心なまちづくりに取り組みます。

こうした地域の連携・ネットワークが、自然災害などの発生時に、子どもや妊産婦、障害のある子どもなど災害弱者の支援に力が発揮されるよう、共助のまちづくりに取り組みます。

子どもを育む地域づくりを行うためには、子どもを始め障害者、高齢者、病弱者、妊産婦あるいは乳幼児を連れた人などの行動を阻む様々な障壁（バリア）を取り除き（フリー）、すべての人々が自らの意思で自由に行動し、社会生活ができるような環境を整備していくことが必要です。

このため、不特定多数の人が利用する建物、道路、公園などについて、スロープや手すりを設けることなどにより、誰でも安全で快適に生活できる住みよい福祉のまちづくりに率先して取り組みます。

第6節では、次の施策に取り組みます

1 こどもの応援団づくり

2 こどもの安全の確保

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 安全・安心なまちづくりの推進 | (4) 犯罪被害防止対策 |
| (2) 交通安全対策 | (5) 被害に遭った子どもの保護の推進 |
| (3) 消費者教育・情報モラル教育の推進 | (6) 災害被害軽減のための取組の推進 |

3 こどもと子育てにやさしい生活環境づくり

- (1) 安心、安全な住まいや公共交通機関の整備
- (2) 安全な道路交通環境の整備



1 こどもの応援団づくり

めざす姿

子どもは夢や目標を持っていきいきと輝き、地域社会は子どもを見守り子どもの夢の実現を応援する機運に満ちています
NPO・ボランティア団体等が子どもの健全育成活動に積極的に参画し、活躍しています

現状と課題

地域社会の人間関係の希薄化や地域活動への関心の低下などが進んでいますが、子どもを守り育てることは大人の責任であることを県民一人ひとりが認識し、家庭、学校、地域が一体となり、地域ぐるみで子どもの夢を育み、子どもが地域の一員としての役割を身につけながら健全に育つよう支えていくことが必要になっています。

また、子どもを取り巻く環境が変化し、子どもの生活にゆとりが無くなっているとも言われ、地域活動や奉仕・体験活動の不足や、スポーツに親しむ機会、文化・芸術にふれる機会の減少などが指摘されており、子どもが夢や目標を持っていきいきと輝くために、子どもが主体的に参加できる体験活動等を提供していくことが必要です。

県内のNPO・ボランティア団体への参加者は着実に拡大していますが、引き続き、NPO、地域活動団体、ボランティア団体などの活動へ県民が気軽に参加できる仕組みづくりが必要です。

取組の方向

(社)青少年育成広島県民会議等の青少年育成団体、地域団体、NPO、企業などの取組を支援し、自然体験やスポーツ活動、農業・ものづくり体験、ボランティア活動など、子どもが夢や目標の実現に向け、主体的に参画できる豊富な体験活動等を提供できる地域の活動を推進します。

県立広島大学と(社)青少年育成広島県民会議が連携し、幅広い教育・研究や活動を通じて得た情報やノウハウ等を活用して、子どもの活動を支援するリーダーの育成などに取り組みます。

NPO法人の活動分野の一つとして、「子どもの健全育成を図る活動」があります。NPO・ボランティア団体等の先駆性、専門性、柔軟性といった特性を活かした自主的な活動が促進されるよう、引き続き環境の整備に取り組みます。

広島県に寄せられたふるさと納税を活用して、「子どもの夢」、「子どもの成長」、「子育て」などを応援する事業等を拡充します。

学校における教育活動や放課後における子どもの育成活動などに地域の多様な人材が幅広く参画し、地域社会で子どもの成長を支える取組の充実を図ります。

地域の老人クラブや市町老人クラブ連合会が行う、世代間交流や登下校時の見守り、子育て応援等の活動を支援します。また、民生委員・児童委員・主任児童委員が行う、子育て相談・子どもの見守り活動を支援します。

福祉教育推進校や地域まるごと福祉教育推進地域を中心として、その地域の福祉・教育関係団体、公民館、福祉施設、行政及び地域住民が一体となって、体験交流活動を中心にした様々な福祉教育活動を実施することにより、児童生徒及び地域住民の住民福祉活動に対する理解と参画の促進を図ります。

(社福)広島県社会福祉協議会と協働してボランティアリーダーの養成・研修や、各種ボランティア情報の提供などを行い、県民のボランティア活動を推進します。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
子どもの夢をはぐくむ体験活動等の推進 <ul style="list-style-type: none"> 「広島県子ども夢基金」の活用 ボランティア活動, 自然体験, 国際交流, スポーツ, 文化活動等への助成 	-	-	-
協働社会実現に向けたパートナーシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 協働の環境づくりの推進 あらゆる行政分野における協働の推進 	県とNPOとの協働事業数	36事業	46事業 (平成22年度)
子どもと子育てにやさしい環境づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> 子どもの夢を応援 子どもが地域の人や専門家に手伝ってもらい夢を実現する取組を支援 子どもの成長を応援 地域の伝統文化を子どもに伝える活動や読書の楽しさを伝える読み聞かせ活動を支援 子育てを応援 Kids情報送信サービス等のひろしま子ども夢財団の取組を支援 	-	-	-
地域で活躍する「子どもの応援団」づくりの促進 <ul style="list-style-type: none"> リーダー等養成講座, 交流会の開催など青少年のボランティア活動等の推進 放課後子ども教室の設置促進【再掲】 学校支援地域本部の設置促進【再掲】 	-	-	-



2 こどもの安全の確保

めざす姿

安全・安心が確保され、子どもの日々の活動が豊かでいきいきとしています
犯罪被害、交通事故及び災害などから身を守るための知識やIT社会における情報モラルを身につけ、自分を守ることでできる子どもに育っています

現状と課題

高校生以下の子どもに対する声かけ事案等は、平成21（2009）年に849件発生し、また、高校生以下の子どもの身体に危害が及んだ犯罪¹は、平成21（2009）年は316件発生していることから、子どもに危害が及ぶおそれのある危険情報を迅速に伝える仕組みづくりや、危険が迫ったときの対処方法を子どもが身につけておく必要があります。

子どもの見守り活動などを行っている防犯ボランティアは、平成21（2009）年末で、831団体、51,688人となっていますが、活動者の高齢化や固定化が課題となっており、保護者、地域住民、事業者、民間の関係団体、学校、行政等様々な主体が協働・連携し、地域ぐるみで子どもを支える自主的な活動の定着と更なる取組を推進する必要があります。

また、高校生以下の子どもの自転車が盗まれる（被害者となる）犯罪も平成21（2009）年に3,302件発生し、自転車盗全体の46.6%を占めるなど、子どもの防犯意識の向上を図る必要があります。

未成年者に関する交通事故の状況については、平成17（2005）年以降で見ると減少していますが、平成21（2009）年中には、2,580件の事故が発生し、死者12人、負傷者3,027人と、なお憂慮すべき状況にあります。中でも自転車による事故が4割以上を占めています。

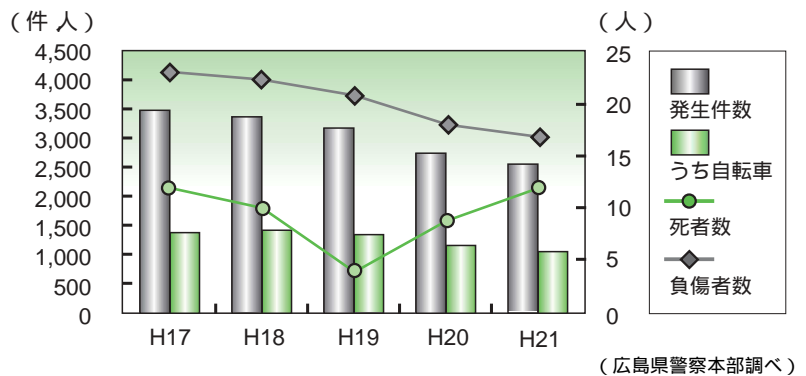
子どもの交通事故を防止するためには、子どもに交通社会の一員としての自覚と交通マナーを身につけさせるよう具体的かつ実践的な交通安全指導を行うとともに、保護者に対しても交通安全に関する指導を行うなど、家族ぐるみ、地域ぐるみで取り組んでいく必要があります。

消費者取引の多様化、複雑化に伴う消費者トラブルの多発など経済社会の変化に対応し、自立した消費者として主体的な消費行動が行えるように、子どもの発達段階に応じた消費者教育の充実・浸透を図っていく必要があります。

情報化の急速な進展に伴い、子どもの情報リテラシーを向上させ、情報モラルを育成していくとともに、有害情報等から子どもを守るための取組を推進していく必要があります。

地震、台風、大雨など災害はいつでもどこでも起こりうるものです。災害による被害を最小限に止めるためには、防災に関する正しい知識の普及や災害時の避難に当たって支援が必要となる妊婦や乳幼児など災害時要援護者に配慮した体制づくりが求められています。

未成年が関係した交通事故（広島県）



¹ 身体に危害が及んだ犯罪：殺人、強姦、暴行、傷害、逮捕監禁、略取誘拐、強制わいせつ

(1) 安全・安心なまちづくりの推進

防犯教室への参加や「地域安全マップ」の普及・定着など、子どもの防犯意識を高める取組を推進します。

学校における、「危機管理マニュアルの作成」、「安全な通学路の設定」及び「子どもの安全・防犯教育の実施」などの対策を引き続いて支援します。

子どもに危害が及ぶおそれのある危険情報については、警察、教育機関、行政機関と情報を共有するとともに、関係機関への周知などを迅速に対応し、安全対策の強化を図ります。

子どもの見守り活動の参加者のすそ野拡大を図るため、防犯ボランティアの活動への指導・支援や犯罪情報の提供を行います。

地域ぐるみの安全・安心なまちづくりの活動の定着・促進を図るため、活動紹介などの情報やノウハウを発信・提供します。

防犯ボランティア間等の交流・連携を進め、自主防犯活動を促進します。

防犯と交通安全の二つの活動を両輪とした取組により、これらの活動に取り組む団体と事業者の交流や連携の広がりを進め、安全・安心なまちづくりの機運醸成を図ります。

子ども緊急通報装置²及び街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）³については、適切に運用するとともに、子どもの安全確保に配慮した環境の整備を推進します。

(2) 交通安全対策

子どもが交通事故に遭わないよう、市町や交通安全推進団体等と連携して、「各季の交通安全運動」等を通じて自転車を始めとした交通ルールの遵守や交通マナーの実践について広報啓発活動を行うとともに、交通安全教育指針⁴に基づき段階的かつ体系的に参加・体験・実践型の交通安全教育を行います。

また、保護者に対しても、チャイルドシートの正しい使用の徹底や自転車の安全利用の促進を図るため必要な指導・助言、情報提供等を行うとともに、チャイルドシートや幼児2人同乗用自転車⁵の普及に向けた取組を推進します。

(3) 消費者教育・情報モラル教育の推進

消費者教育については、広島県庁内に設置している「広島県消費者教育連絡協議会」などにおいて連携を図り、消費者の自立支援の観点に立って総合的に推進します。

児童生徒の情報リテラシーの向上を図るため、学校における情報通信基盤を継続的・発展的に整備するとともに、研修等を通じて教員の指導力を向上し、IT活用を推進します。

また、インターネットを通じた様々なトラブルの実態や児童生徒の携帯電話の利用状況などを踏まえた上で、発達段階に応じた情報モラルの育成を図ります。特に、携帯電話については、「携帯電話の問題から子どもを守ろう運動」を展開し、家庭において携帯電話の使用ルールを作るよう働きかけるなど、学校と家庭が連携した取組を推進します。

2 子ども緊急通報装置：通報ボタン、カメラ付きインターホン、赤色灯、非常ベルを備えたボール型の装置。通報ボタンを押せば、警察署に直接つながりその状況がモニター画面に映し出され通話ができる。平成15（2003）年4月広島市西区草津公園及びその付近に7基、平成17（2005）年4月広島市安佐南区中筋小学校及びその付近に7基設置されている。

3 街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）：非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホンを備えた防犯灯、通報ボタンを押すことにより、非常用赤色灯及び非常ベルが作動し、周囲に緊急事態を知らせるほかインターホンで警察署と通話できる。平成18（2006）年度福山市に10基、平成19（2007）年度呉市に10基、平成20（2008）年度東広島市に10基設置されている。

4 交通安全教育指針：交通安全教育を効果的かつ適切に行うための手引きとして、国家公安委員会が作成し、公表している。

5 幼児2人同乗用自転車：幼児用座席を2つ設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいい、要件として、十分な強度やブレーキ性能、安定性を有することなどが示されている。

(4) 犯罪被害防止対策

子どもを対象とする性犯罪の前兆となる声かけ、つきまとい事案等については、行為者を特定して、検挙又は指導警告などの先制・予防活動を推進します。

学校における危機管理体制の整備を図るとともに、保護者や地域と連携し、登下校の時の見守り活動など犯罪から子どもを守るための安全対策を実施し、安全・安心な教育環境の整備に取り組みます。

携帯電話やインターネットを介して有害情報等に巻き込まれないよう、子どもを守るための取組を推進します。

小・中・高校生等を対象に自転車の鍵かけの定着やツーロックの促進を図るなど、防犯意識の向上に取り組みます。

小・中・高校を対象に児童生徒の規範意識の向上を図るため、関係機関と連携して「犯罪防止教室」を開催するとともに、教職員、少年警察ボランティアによる犯罪防止教室の効率的な推進が図られるよう情報提供等の支援を行います。【再掲】

警察職員、少年警察ボランティア、関係機関・団体による街頭補導活動の推進と深夜に少年を働かせる営業に対する取締りを推進します。【再掲】

「フィルタリングサービス」の利用促進などの広報啓発活動によるインターネットや携帯電話の安全な利用に関する意識啓発を行い、性に関する不正書き込みや出会い系サイトを利用した誘引行為等の取締りを推進します。【再掲】

(5) 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪による被害に遭った子どもへは、その精神的打撃の程度等複雑な背景を考慮し、一人ひとりについて適切な方針を定め、必要とする情報提供や支援を行います。

(6) 災害被害軽減のための取組の推進

地震や台風などの自然災害のメカニズムや予想される被害について理解し、災害への対策や災害から自らの身を守る方法を身につけるとともに、地域における防災活動に進んで参加する姿勢を養うための防災教育を推進します。

災害時の避難に当たって支援が必要となる妊産婦や乳幼児などの災害時要援護者が安全かつ確実に避難できるよう、地域において情報伝達、避難誘導等の避難支援を受けられる体制の確保を目的とした市町の「災害時要援護者支援プラン」策定を支援します。

また、民生委員・児童委員が、要援護者台帳の整備や災害福祉マップの作成を通じて、災害時要援護者支援を推進する「第2次 民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動（全国民生委員児童委員連合会主唱）」を支援します。



主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現 状 (平成21(2009)年度末)	目 標 (平成26(2014)年度末)
安全・安心なまちづくりの推進 ・セミナー等の開催による人材育成 ・市町、防犯ボランティア団体、事業者等との連携	-	-	-
消費者教育の充実 ・自立した消費者育成のための各種講座の開催教育用資料の作成及び情報提供	-	-	-
情報リテラシー等の向上 ・ITを活用した学習活動を充実させるとともに、情報モラルの育成を推進 ・有害情報等から子どもを守るための取組の推進	-	-	-
安全・安心な学校環境の整備 ・子どもを犯罪から守るための安全対策 ・学校や通学路等における児童生徒の安全確保に関して、学校と家庭・地域が連携して行う取組への支援 ・子どもの危険予測・危険回避能力育成のための防犯教室等の開催 ・教職員の防犯訓練等の実施	通学路における安全ボランティアによる見守体制が整っている公立小学校の割合	65.9%	100%

3 こどもと子育てにやさしい生活環境づくり

めざす姿

公共空間のバリアフリー化や住宅へのユニバーサルデザインの普及等により、妊産婦や乳幼児を連れた人、障害のある子どもなど、すべての子どもと子育て当事者が、安全・快適に旅客施設や建築物等を利用しています

現状と課題

福祉のまちづくりを推進するために、「広島県福祉のまちづくり条例」の制定、推進計画の策定、公共的施設整備の指導・助言、普及啓発を実施してきました。

県のホームページなどの広報媒体を活用し、福祉のまちづくりやバリアフリー¹化に向けた県民の意識高揚に努めています。

高齢化の進展とノーマライゼーションの理念の浸透に伴い、障害者や高齢者だけでなく、誰もが安心して快適に暮らすことができる環境づくりへの取組がこれまで以上に求められています。

「バリアフリー新法²」に基づき、公共交通機関の旅客施設や車両等のバリアフリー化を促進していますが、今後も計画的にバリアフリー化が図られることが求められています。

中学生以下の子どもが被害に遭う交通事故は、ここ数年減少傾向にありますが、その多くは住宅地区・通学路等身近な道路で発生しています。

このため、子どもが安全・安心して外出できる道路交通環境の実現は喫緊の課題であり、的確な対応が必要となっています。

これまで取り組んできた国・県市町と連携した歩行空間のバリアフリー化等、歩行者や自転車の安全な通行空間を確保する取組に加え、通学路を含む生活道路対策として、車両・歩行者等の交通が分離されていないために歩行者等が関係する交通事故が発生するおそれが認められる道路等において、交通安全施設等を重点的に整備するなどの交通安全対策が求められています。



1 バリアフリー：高齢者、障害者などが社会生活をしていくうえで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁（バリア）、情報面での障壁（バリア）となるものを除去（フリー）するという考え方。

2 バリアフリー新法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」のことです。

取組の方向

(1) 安心、安全な住まいや公共交通機関の整備

啓発活動及び教育活動を推進することにより、福祉のまちづくりに積極的に取り組む県民意識の高揚を図ります。

新築の建物の施設整備に止まらず、既存建物の改修・整備を推進します。

特に、県営住宅の建替えや既設改善において、子育て世帯が安心して居住できるようユニバーサルデザイン³を推進します。

また、公共交通事業者が行う旅客施設や車両等のバリアフリー化について、その取組を促進します。

(2) 安全な道路交通環境の整備

生活道路対策として、事故発生の割合が高い地区として指定された「あんしん歩行エリア」において、信号灯器のLED化、道路標識・標示の高輝度化等を推進します。

住宅地区や通学路においては、横断歩道の設置、自転車関連規制の見直しを行うとともに、信号機を始めとする交通安全施設等の整備を推進します。

歩行空間のバリアフリー化として、安全・安心して通行できる道路交通環境を実現するため、道路管理者と連携してバリアフリーに配慮した交通安全施設等の整備を推進するとともに、信号柱等が特に支障となる地区で電線類地中化を推進します。

主要事業及び達成目標

事業概要	指標	現状 (平成21(2009)年度末)	目標 (平成26(2014)年度末)
旅客施設のバリアフリー化の促進⁴ ・利用者数5,000人/日以上施設のバリアフリー化の促進	旅客施設(利用者数5,000人/日以上)のバリアフリー化率	58.6% (平成20年度)	80% (平成25年度)
低床バスの導入 ・低床バス(ノンステップバス, ワンステップバス)の導入促進	低床バス(ノンステップバス, ワンステップバス)の導入割合	21.7% (平成20年度)	40% (平成25年度)

3 ユニバーサルデザイン：年齢や性別，身体的能力，国籍や文化など人々の様々な特性や違いを越えてすべての人が利用しやすい，すべての人に配慮したまちづくりやものづくり，仕組みづくりを行うという考え方。

4 旅客施設のバリアフリー化の促進：国の「移動等円滑化の促進に関する基本方針」（国土交通省告示）に基づき，1日当たりの平均的な利用者が5,000人以上である鉄道駅等について，平成22年度までに，エレベーターの設置等による段差の解消を始めとした移動円滑化を実施することとされています。

